

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月28日

【事業年度】 第61期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 I D E C 株式会社

【英訳名】 IDEC CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 船木俊之

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号

【電話番号】 大阪 (06)6398 2500番 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長 西山嘉彦

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号

【電話番号】 大阪 (06)6398 2500番 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長 西山嘉彦

【縦覧に供する場所】 I D E C 株式会社東京支店
(東京都港区港南4丁目1番8号(リバーージュ品川))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月13日に提出いたしました有価証券報告書（第61期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（8）<省略>

（9）剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、また、それを株主総会によっては定めない旨定款に定めております。これは、機動的な配当政策及び資本政策を遂行するためであります。

（訂正後）

（1）～（8）<省略>

（9）株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる旨定款に定めております。

__ 当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、また、それを株主総会によっては定めない旨定款に定めております。これは、機動的な配当政策及び資本政策を遂行するためであります。